

## １．開　　会

事務局　大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会第２回都市計画・歴史的風土分科会、第３回都市計画部会、そして第３回歴史的風土部会の合同会議を開催させていただきます。

本日は、最初に都市計画・歴史的風土分科会を開催いたしまして、その後、歴史的風土部会、最後に都市計画部会を開催する予定といたしております。

## ２．議　　事

### （１）都市計画・歴史的風土分科会

事務局　それでは、最初に都市計画・歴史的風土分科会を開催いたします。

本日御出席いただきました委員及び臨時委員は 37 名中 19 名でございまして、社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、今回は、都市計画部会に設置されております都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会、そして下水道・流域管理小委員会に御参加いただいております専門委員の方々にも御出席をいただいております。

まず初めに、委員の異動につきまして御報告をいたします。

社会資本整備審議会令によりますと、委員の任期は 2 年となっております、去る 2 月 26 日に委員の任期が切れましたことにより、2 月 27 日付で委員の改選が行われております。

その際、清原委員、福澤委員が一身上の御都合によりまして御退任され、新たに岩沙委員、小澤委員、西谷委員が御就任になりました。また、その他の委員におかれましては再任をされております。

本日は委員改選後最初の分科会でございますので、新たに委員に御就任されて御出席いただいております方々を御紹介申し上げたいと思います。

まず、岩沙弘道委員でございます。

岩沙委員　岩沙でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局　次に、西谷剛委員でございます。

西谷委員　西谷でございます。

事務局　新たに御就任されました委員及び今回再任いただきました委員の皆様方におかれましては、これからの御指導を心よりお願い申し上げます。

次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料が大変たくさんございます。資料 1 から資料 15 まで、枝番もございますので、合わせますと 18 種類の資料がお手元でございますが、御確認をいただきまして、過不足等がございましたら、お申し出をいただければと思います。

なお、御発言の際には、目の前にございますマイクのスイッチを ON にしていただき、御発言が終わりましたらスイッチを OFF に戻していただきますように、お願い申し上げます。

資料の方はよろしゅうございましょうか。

#### 分科会長の互選、会長代理の指名

事務局 それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。

まず、委員が改選されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、会長の互選と会長代理の指名を改めてお願い申し上げたいと思います。

委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと思いますのですが、どなたか、御推薦がございましてでしょうか。

A委員 分科会長を推薦させていただきたいと思います。私といたしましては、芸術・文化をはじめ幅広い分野に高い識見をお持ちで、これまでも都市計画・歴史的風土分科会会長代理で歴史的風土部会長でいらっしゃる高階委員に会長をお願いしてはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。御提案申し上げます。

事務局 今、A委員より高階委員をという御推薦でございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なしの声」あり〕

事務局 皆様方、満場一致ということでございますので、高階委員には御多忙のところ、まことに恐れ入りますけれども、会長をお引き受けいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

高階委員、中央の会長席の方へお願いをいたします。

(高階委員、分科会長席へ着席)

事務局 それでは、ここで高階会長に一言御挨拶を賜りたいと存じます。高階会長、よろしくお願いいいたします。

分科会長 高階でございしますが、ただいま委員の皆様から御推挙いただきました。大変恐縮に存じます。

力及びませんが、皆様の御協力を得まして分科会の使命達成に努力したいと思っております。何とぞよろしくお願いいいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これからの進行は高階会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいいたします。

分科会長 それでは、早速でございしますが、社会資本整備審議会令によりまして、会長代理は会長が指名するということになっております。この際、私から会長代理として、松原委員に引き続きお受けいただきたいと存じます。松原委員、よろしくお願いいいたします。

分科会長代理 ただいま御指名いただきました松原でございします。よろしくお願いいいたします。

分科会長 さて、分科会に置かれる部会に属すべき委員につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が指名することになっております。

今回改選されました委員のうち、再任されました委員につきましては、従来どおり、そ

それぞれの部会の委員に御指名させていただきたいと存じます。

また、今回新たに御就任されました委員につきましては、既に事務局より委員の御希望をお聞きしているとのことですので、御希望の部会に委員を御指名させていただきたいと存じます。

岩沙委員、小澤委員、西谷委員は、3名とも都市計画部会に所属されます。

それでは、事務局から各部会に属する委員等の名簿を配付いたします。

なお、正式な指名通知書につきましては、後日、事務局より郵送させていただくということになっております。

では、事務局、よろしく申し上げます。

〔事務局より委員名簿を配付〕

### 諮問について

分科会長 それでは、次の議事に移ります。

本日は、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対しまして新たな諮問があると伺っておりますので、まず諮問書をお受けしたいと存じます。

〔中馬副大臣から高階分科会長あて諮問書の手交〕

分科会長 ただいま、諮問書をいただきました。

当諮問につきましては、社会資本整備審議会議長から当分科会に付託されておりますことを御報告いたします。

諮問文はお手元の資料3 - 1でございます。「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」となっておりますので、本件につきましては、歴史的風土部会に付託することとし、御審議いただきたいと存じます。

ここで、国土交通省中馬副大臣に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

中馬副大臣 国土交通副大臣の中馬弘毅でございます。

本日は、御多忙のところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、かねてより格別の御指導を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

京都、奈良、鎌倉等は我が国が世界に誇り得る古都でありまして、これらの古都の優れた歴史的風土は後世に末長く継承されるべきものでありましょう。

最近では、歴史的風土を適切に保存するため、歴史的風土特別保存地区内における廃棄物等の堆積規制を新たに追加したほか、奈良県明日香村のキトラ古墳周辺地区を国営飛鳥歴史公園の一部として拡大するなど、施策の充実を図っているところであります。

一方、中央省庁再編前の歴史的風土審議会の意見具申におきまして、これまで指定されている古都のほか、大津市等の保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村については、地元の意向等に配慮しつつ新たな古都指定を検討する必要がある旨、御指摘をいただいております。

このような中、先般、滋賀県と大津市から大津市を古都に指定するよう国に対し御要望がございました。また、その他の市町村においても、歴史的・文化的資産の保全・活用を

通じ地域の活性化を目指すさまざまな動きが見られます。

こうした情勢を踏まえまして、ただいま大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方について御審議を賜りますよう、お願い申し上げたところでございます。

また、一昨年、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等 21 世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」について国土交通大臣からお諮りをさせていただきました。これらにつきましてもこれまで御審議をいただいているところでございますが、さらに中長期的な 21 世紀型都市再生のビジョンにつきまして、あわせて御審議をちょうだいいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、皆様方におかれましては、これまでの御指導、御支援に重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

分科会長 ありがとうございました。

中馬副大臣におかれましては、所用のため、ここで中座されることとなります。お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

中馬副大臣 皆様方、どうぞよろしくお願い致します。

〔中馬副大臣退席〕

分科会長 それでは、引き続きまして事務局から諮問事項の説明をお願いしたいと存じます。

事務局 それでは、事務局から諮問の内容等につきまして、資料 3 により説明させていただきます。

ただいまの諮問事項の関係でございますが、再度申し上げますと、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」ということでございます。

諮問の趣旨につきましては、資料 3 - 1 の 2 枚目の「諮問の趣旨」に沿った形で説明申し上げます。

諮問の趣旨でございますが、京都市、奈良市、鎌倉市等、この「等」の中には天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市の合計 9 市町村がございますが、それらの古都におきましては、昭和 41 年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、一定の行為の制限を行うなど、歴史的風土を守るための的確な対応がなされてきたところでございます。

また、先ほど中馬副大臣から申し上げたとおり、最近では歴史的風土特別保存地区内における廃棄物等の堆積規制を新たに追加したほか、奈良県明日香村のキトラ古墳周辺地区を国営飛鳥歴史公園の一部として拡大しているところでございます。

他方、今後の古都保存行政に求められるものとして、古都保存行政の理念の全国展開、古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進、凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開、国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備、これらについて、平成 10 年 3 月 19 日の中央省庁再編前の歴史的風土審議会において、内閣総理大臣に対して「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」の意見

具申がなされたところでございます。

の古都保存行政の理念の全国展開につきましては、現在は開発により歴史的風土が失われるおそれがなくとも、未然に開発を防止し適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要があります。また、古都保存法の対象都市ではなくとも、現行制度の枠組みの中で緑地保全地、風致地区、美観地区等の既存制度を活用することにより、歴史的風土や歴史的・文化的資産の保存・継承を積極的に推進することが可能、歴史的・文化的資産を保全・活用する都市公園事業、歴史的街並みの整備・保全に資する街路事業等、必要な関連事業の実施を進めるべきとの御指摘がございました。

また、 に関しましては、古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進では、歴史的・文化的な営みが積み重なるまちづくりを進めるため、古都保存法に基づく取り組みとあわせて、今後とも都市計画制度等各種施策の有機かつ一体的な取り組みを一層充実すべきとの指摘がございました。

また、 の凍結保存からきめ細かな維持保全活用への展開では、歴史的風土の保存とその前提となる農林業等や住民生活との一層の調和を図るため、行為の規制に基づく凍結的保存から地区の特性に応じたきめ細やかな維持保全活用へと展開を図る必要があるとの指摘がございました。

の国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備におきましては、国民のより一層の理解と協力を得つつ、国民の自発的な活動により保存が推進されるよう、今後とも積極的な普及啓発活動を展開する必要があるとの御指摘がございました。

特に、この意見具申において新たな古都指定について引き続き検討する必要があるとされた大津市は、かつて近江大津宮 - これは西暦 667 年から 672 年までの 5 年間続いてございますが、その近江大津宮は、天智天皇と弘文天皇が存し、我が国最初の法令集である「近江令」や我が国最古の戸籍である「庚午年籍」が編さんされるなど、我が国往時の政治・文化の中心地であり、また比叡山、三井寺、石山寺など歴史的風土が現存しているところでございます。

このような中で、今回の配付資料にありますように、滋賀県及び大津市より、大津市を古都に指定するよう国に対し要望がなされております。

大津市の古都指定につきましては、古都保存法制定時から議論がなされてきておりますが、実際の遺跡調査が十分に進んでいないこと等の理由により、これまで見送られてまいりました。その後、遺跡の発掘調査により近江大津宮の遺構が確認されるなど文化財の調査が進んだこと、また古都指定について、大津市、滋賀県の各審議会から大津市長、滋賀県知事に対して答申がなされ、それを踏まえ、3月末に市長と知事から国土交通省に対して要請がなされるなど地元の古都指定に対する熱意が高まっていることなどから、今回御検討いただくことになりました。

また、近年、その他の市町村におきましても、地域における歴史的・文化的資産の保全と活用を通じて地域の活性化を目指す動きが見られますことから、こうした情勢を踏まえ、大津市における新たな古都指定など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要があるとのことで、諮問の趣旨を説明させていただきました。

どうかよろしくお願いいいたします。

分科会長 それでは、ただいまの説明内容につきまして御質問、御意見等はございますでしょうか。

どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

B委員、どうぞ。

B委員 「諮問の趣旨」の第2段落に から まで書かれていますけれども、これは諮問事項との関係でどういう位置づけになっているのか。「大津市における新たな古都指定等」の「等」に入っているのか。もっと言いますと、 から までは諮問事項の対象になっているのか、なっていないのかをお知らせいただきたいと思えます。

分科会長 いかがでしょうか。

事務局 ただいまの御指摘につきましては、先ほどの説明の中にもありましたけれども、省庁統合前の審議会の意見具申のポイントが から だということで、議論の継続性という意味で入念的に書いたものでございますので、この点についてさらに議論を深めていただきたいということが一つと、もっと幅広い御議論もぜひお願いをしたいということでございます。これだけに限って御議論いただきたいという意味では全くありません。

分科会長 よろしゅうございますか。

B委員 はい。

分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

特に御意見、御質問もないようですので、この程度とさせていただきます。当諮問事項につきましては、本日の議論と説明を踏まえ、今後は歴史的風土部会において引き続き審議を行いたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。

C委員 一つお伺いさせていただきます。大津についての検討が歴史的風土部会に付託されたわけですが、その議決については、部会の議決によってすべて終えるということになるのか、また、全体のこういう大きな会議を開いてという形になるのか、どちらでしょうか。

分科会長 事務局ではどのようにお考えでしょうか。

事務局 お決めいただくこととなりますが、部会の議決をもって分科会の議決とすることがありますので、それが全体の社会資本整備審議会にも及ぶということでございますから、歴史的風土部会で議決をしていただければ、それが全体の議決になるということでございます。

事務局 よろしゅうございましょうか。

C委員 実は、都市計画の分科会と歴史的風土分科会が合併された後の最初の諮問事項だったと私は記憶していますので、あえて申し上げているのですが、法律の専門家の方々の前で言うのも失礼ですけれども、資料2に当審議会の政省令がございまして、後ろの方に「部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあっては分科会。）の議決とすることができる」と。したがって、今、事務局のお考えを伺ったのですが、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるかどうかというのは、つまり会長の御判断だと。それを前もって御判断しておくのか、やってみてから御判断されるのか。厳密に言いますと、やってみてから判断するということになると、ま

たこういう会議を開くということでないとは多分おかしいと思うのです。

ですから、諮問事項の内容は極めて明瞭ですので、歴史的風土部会の議決をもってできるということであれば、この場で正式に分科会長からその話をさせていただいて、みんなも了解しているという方がよしいのではないかと思います。そこら辺は、運営規則の解釈の中でどうなるのか、わかりませんが、せつかく集まっておられますので……。これは都市計画部会に付託される審議事項についても多分同じことが生じるのではないかと思います。そこら辺はいかがなものでしょうか。

分科会長 わかりました。

ただいまのC委員の御指摘はそのとおりでございます。私も法律のことはそれほど詳しくございませんが、ただいまの御指摘のとおり、お配りいただいている資料2が社会資本整備審議会関係組織法の抄録ですが、その社会資本整備審議会令第9条で、「審議会又は分科会は、部会を置くことができる。」となっていて、その3項に「部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる」と、こういうことのようにございます。

ただいまのC委員の御指摘は、今回の諮問は歴史的風土部会において審議するということを御了承いただきまして、その部会の議決について「会長が適当であると認めるときは」というお話でございますが、委員の皆様のお了承を得て、部会の議決を審議会の議決とするというふうにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。それでは、都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。

## (2) 歴史的風土部会

事務局 それでは、次に、歴史的風土部会を開催させていただきたいと存じます。本日御出席をいただきました歴史的風土部会の委員及び臨時委員は15名中9名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

### 部会長の互選、部会長代理の指名

事務局 委員が改選されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選と部会長による部会長代理の指名を改めてお願いしたいと存じます。

委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと存じますが、どなたか御推薦をお願いいたします。いかがでございましょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員 私といたしましては、部会長は引き続き高階委員にお願いしてはいかがかと思っておりますので、御提案申し上げます。

事務局 ただいまC委員から高階委員をという御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 御異議がないということでございますので、高階委員には御多忙のところを恐れ入りますが、引き続き部会長をお引き受けいただければと存じ上げます。

それでは、これからの進行は高階部会長にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

部会長 恐れ入ります。それでは、御指名により務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、社会資本整備令によりますと、部会長代理は部会長が指名するということになっております。この際、私から、部会長代理といたしまして、引き続き松原委員にお引き受けいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして歴史的風土部会を終了したいと存じます。

歴史的風土部会の委員等の皆様におかれましては御退席をいただいて結構でございます。

大変ありがとうございました。

なお、委員の座席移動等がございます関係で、ここで5分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

以上です。

事務局 大変申しわけございませんが、委員の方々におかれましては、座席の移動を、事務局の方が介添えをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔暫時休憩〕

### (3) 都市計画部会

事務局 それでは、最後に、都市計画部会に移らせていただきます。

本日御出席いただいております都市計画部会の委員及び臨時委員は26名中21名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

#### 部会長の互選、部会長代理の指名

事務局 はじめに、委員が改選されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選と部会長による部会長代理の指名を改めてお願いいたしたいと存じます。

委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと存じますが、どなたか御推薦がございましたでしょうか。

D委員、お願いいたします。

D委員 都市計画部会ですから、都市計画につきまして大変造詣が深く、御経験も豊富な松原委員に引き続いて部会長をお願いしてはいかがかと存じますので、御提案申し上げます。

事務局 ただいまD委員から松原委員をという御推薦がございましたが、いかがでござ



いでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、松原委員には大変お忙しいところを恐れ入りますが、引き続き部会長をお引き受けいただきたく、よろしく願い申し上げます。

それでは、これからの進行は松原部会長をお願いいたします。松原部会長、中央の席にお願いいたします。

(松原委員、部会長席へ着席)

事務局 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

部会長 早速でございますが、社会資本審議会令によりますと、部会長代理は部会長が指名することとなっております。

この際、私から、部会長代理として、引き続き黒川委員にお引き受けをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

黒川委員 はい。

#### 都市交通・市街地整備小委員会及び下水道・流域管理小委員会の 最終とりまとめ並びに公園緑地小委員会の第二次報告について

部会長 次の議事に移らせていただきます。資料4をごらんください。

平成13年7月5日に国土交通大臣より社会資本整備審議会長に対して、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」として、包括的な諮問をいただきました。

その中には四つの諮問事項がございますが、この諮問事項のうち、「21世紀型都市再生のビジョン」につきましては、都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会及び下水道・流域管理小委員会を当部会に設置し、御議論をいただいているところでございます。

このたび、各小委員会の検討結果がまとまったようでございますので、各小委員会の委員長より御報告をいただきたいと存じます。

まず初めに、都市交通・市街地整備小委員会の黒川委員長より御報告をお願いいたします。

都市交通・市街地整備小委員長 それでは、お手元の資料5によりまして御説明したいと思えます。

昨年の7月8日で一回、中間とりまとめをいたしましたでしたが、その後、第2回都市計画部会後、5、6、7と3回、この小委員会を開きました。この資料5は、前の中間とりまとめとその後の検討課題を一括まとめた形でお示ししてございます。

そこで、蛇足ですが、小委員会の名前が「都市交通・市街地整備」となっておりますが、とりまとめの文案をかんがみますと、市街地整備の話を先に書いて、それから都市交通にした方がどうも座りがいいということでございますので、お手元の資料5の頭にありますように、我々の小委員会のとりまとめの題は「良好な市街地及び便利で快適な都市交通をいかに実現・運営すべきか」というタイトルに変えて、まとめてございます。

私からは簡単にそれだけを御報告して、事務局からさらに内容について御報告させてい

ただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 同じ資料5に基づきまして都市交通・市街地整備小委員会のとりまとめの内容について簡単に御説明させていただきます。

資料5の2ページ目をお開きいただきたいと思います。先ほど黒川委員長の御報告にありましたように題名が若干変わっておりますが、基本的には7月にまとめていただきました「中間とりまとめ」の内容に加えまして、今年になりまして3回ほどお開きいただきました小委員会の審議内容を加え、最終的なとりまとめをしていただいております。

2ページ目のフローで目次を示しておりますが、大きく分けて、上の2段、の今後の都市政策を考える上での課題、の都市政策及び市街地整備・都市交通の基本的方向、この部分は全体の議論を踏まえて書き直してございます。その下は右と左の二つの柱に分かれておりますが、左側の市街地のあり方とその整備推進方策につきましては、5の「市街地が縮退する地区の考え方」の部分が新たに議論いただいた部分として追加してございます。それ以外のの1から4までは基本的に中間とりまとめの内容をベースにしたものでございます。同じく、下の柱の右側の部分、の都市交通のあり方とその実現・運営方策の部分につきましては、1、従来の都市交通政策の課題、2、都市交通計画から「都市交通戦略」への転換、この部分が新たな議論を踏まえて追加された部分でございます。さらに、5の都市交通施策の充実、この部分は、後ほど御説明いたしますが、自転車交通に関する部分を追加してございます。それ以外のの3、4、6につきましては、「中間とりまとめ」の内容と基本的に同じでございます。

続きまして、次のページ、(概-3)と書いたページをお開きいただきたいと思います。このページと次のページの2ページにわたりまして、とりまとめの概要をまとめてございますので、これに基づいてポイントを御説明させていただきます。

まず、1の今後の都市政策を考える上での課題につきましては、二つの章立てにいたしまして、1の社会経済の動向のところでは三つのキーワードを整理し、今回とりまとめられた議論の背景となります社会経済の動向を整理してございます。それらは、ここにありますとおり、地球温暖化、人口減少、少子・高齢化、この三つでございます。

続いて、2といたしまして、こうした社会経済の動向を受けて、市街地及び都市交通の課題につきまして、中間とりまとめ以降の議論を踏まえて整理してございます。基本的には、我が国の都市が拡散型都市構造となっていることがいろいろな問題の要因になっていると整理した上で、具体的に、例えば都市の安全性が低下している、あるいは交通に関しては混雑、環境問題、交通事故といった問題がいまだに課題として残っているという整理がされてございます。

続きまして、都市政策及び市街地整備・都市交通の基本的方向でございます。この部分は二つに分けまして、1として今後の都市政策の方向ということで、これは「中間とりまとめ」のときにはなかった部分でございますが、全体の議論を踏まえて整理されております。ここでのポイントは三つございます。一つ目が持続可能な都市づくりが必要になっているということ、二つ目が人口減少を契機として魅力ある都市環境を実現するための都市政策の転換が必要という部分、三つ目として社会資本整備投資額が減少せざるを得ないという状況の中、今後、投資の重点化・効率化が必要、この三つを都市政策の方向として整理されております。

続いて、2の市街地整備・都市交通の基本的方向でございます。これも「中間とりまとめ」をベースにしてございますが、その後の議論を踏まえて再整理いたしました。大きく分けて三つの点がポイントでございます。

一つ目は、コンパクトな市街地を今後目指すべき市街地像・都市像の目標として定め、生活者の視点に立って誰もが住みやすい都市につくり変えていくことが必要という点をまず一点整理してございます。具体的な話として、次に、市街地整備・都市交通施策の重点を新市街地から既成市街地に移すことが必要ということが整理されてございます。さらに、交通に関しては、実際に移動する人のアクセシビリティを優先し、全体として環境負荷の小さい都市交通が実現するような都市交通政策を目指していく必要があるという整理をしてございます。

以上の と の部分が、「中間とりまとめ」を踏まえ、改めて整理した部分でございます。

続きまして、 . 市街地のあり方とその整備推進方策でございます。先ほども申し上げましたように、1から4までは中間とりまとめを基本にしてございます。簡単にポイントだけ申しますと、 の1、都市像及び市街地像の明確化のところにつきましては、目標とする都市像や市街地像を明らかにした上で政策を重点実施すべきということが書いてございます。それから、既成市街地の整備手法に関しましては、いろいろな状況に応じた広範な事業展開を可能とする新たな市街地整備手法が必要ということが言われております。それから、3の今後の既成市街地の整備方針といたしましては、まず行政はできるだけ民間による事業の立ち上げを支援する、促進するという立場で仕事をすべき、それから、民間が施行可能な事業領域を拡大し、民間のノウハウ、資金力、機動性を最大限活用することが必要という整理がされてございます。

次のページをお開きいただきたいと思えます。(概 - 4)というページでございます。4の既成市街地整備の推進方策のところでは、これも「中間とりまとめ」で整理された部分でございますが、より具体的に新たな市街地整備手法について提案されてございます。

今年に入りまして後半で議論いただいた部分、新しく追加した部分が、その次の5の部分、「市街地が縮退する地区の考え方」の部分でございます。人口が減少する中、都市の中で特定の地区に人口減少が集中的に発生するのではないかと。その結果、これまでのような市街地として機能しなくなる地区が生じることを想定せざるを得ないのではないかと。このことを踏まえまして、そのための施策がソフト施策も含めて必要だということが整理されてございます。

続きまして、 . 都市交通のあり方とその実現・運営方策の部分でございます。このうち1と2が新たに追加した部分でございます。全体の枠組みとして、都市交通政策について、これまでのやり方を改める必要があるという議論がされました。

1で書いてありますのは、これまでは計画段階ではいろいろ総合性を目指していながら、残念ながら個別の事業が進展し計画が具体化する段階でどうも総合性が損なわれてきたのではないかと。また、土地利用計画との連携、あるいは施設の管理や扱い方、公共交通機関の運営等について総合的な取り組みが弱かったのではないかと。さらに、都市交通政策全体に関係する機関が多いこともあって責任と負担があいまいとなっている、そうしたことの是正が必要ではないかという課題整理がされました。

それを受けまして、2として、都市交通から、鍵括弧つきですが、「都市交通戦略」という新しい政策システムへの転換が必要ということが整理されております。具体的には、政策目標を明示し、それを実現するための複数の施策とその展開手順、事業プログラムのようなものを定め、これに基づいて事業実施等を進めるようなダイナミックで自律的なシステムが必要ということが提案されてございます。特にこの場合、透明度の高い手続きの導入、あるいは責任ある組織体制の充実等が必要であるということもあわせて整理されてございます。

3の都市内道路空間の再構築、4の駐車場施策の推進につきましては、「中間とりまとめ」でまとめたとおりでございます。

5の都市交通施策の充実の部分ですが、先ほど申しましたように、この部分では後半の3回の審議で自転車について御議論いただきました。これまで自転車というものは必ずしも都市交通手段として十分な評価をしてこなかったということを反省し、環境にやさしい都市交通手段として再評価した上で、走行空間を整備する、それから駐輪場を整備する、さらにソフトな施策を展開するという三つの取り組みで、なおかつ先ほど御説明しました2の「都市交通戦略」の中で自転車対策を実施すべきということが整理されてございます。

5のその余の部分につきましては、「中間とりまとめ」と同様でございます。

6の都市計画道路の見直しと整備の部分、これも「中間とりまとめ」のとおりでございます。都市計画道路の見直しを積極的に推進すべしということ、それから、未整備の道路が多い中、整備プログラムを策定し事業の短期化に取り組む、あるいは、整備促進のためのさまざまな工夫をしながら整備が残っている都市計画道路の整備を進める必要があるということが整理されてございます。

以上、簡単でございますが、都市交通・市街地整備小委員会のとりまとめの内容について御説明させていただきました。

部会長 ありがとうございます。

続きまして、公園緑地小委員会の越澤委員長より御報告をお願いします。

公園緑地小委員長 公園緑地小委員長の越澤でございます。御報告申し上げます。資料は6でございます。

公園緑地小委員会におきましては、中長期的視点に立った都市内の緑とオープンスペースの確保のあり方について昨年7月に第一次報告のとりまとめを行い、これを受け、「引き続き検討すべき事項」とされた中長期的な計画のあり方などの課題について、昨年11月より審議を再開いたしました。

3月24日に開催した第7回小委員会におきまして、約1年の審議の成果として第二次報告のとりまとめを行いました。この経過につきましては、資料中に日時等が記載されております。

この間、御審議に御協力いただきました委員をはじめとする関係各位に、この場をかりてお礼を申し上げます。

本小委員会では、第一次、第二次という形で報告をとりまとめております。これは、社会資本整備を取り巻く状況が目まぐるしく変化している中で、その時点時点での検討成果を報告として確定することによって、行政の取り組みに迅速に反映していただきたいという考えに基づいております。

第一次報告では、都市交通の量的拡大に重点を置いてきたこれまでの公園緑地行政を転換し、緑地保全・都市緑化の重要性を再認識するとともに、これらを含めた総合的な緑とオープンスペースの確保が重要であるという視点を盛り込んでおります。

第一次報告を受けて、国土交通省では既に具体の施策に取り組みされており、社会資本整備重点計画法において緑地保全も計画の対象と位置づけられました。また、平成 15 年度予算、さらに本年 3 月の都市交通法の施行令の改正において既に幾つか反映されたことがあると受けとめております。

昨年 11 月以降再開した第二次報告のとりまとめに向けた検討では、中長期的な計画、法制度、行財政支援、それぞれのあり方について調査・審議を行いました。

第二次報告の主な内容を申し上げますと、第 1 点の中長期的な計画のあり方に関しましては、重点的に取り組むべき事項、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備に関する重点施策とともに、政策目標に対応した指標について提言を行いました。その中では、総合的な政策運営を図るため、緑地保全地区等の地域性緑地を含んだ公園緑地全体の確保目標に、さらに河川や港湾等、国土交通省所管事業による緑地等を幅広く対象として総合的な指標を設定すべきであるということを含んでおります。

第 2 点としましては、法制度のあり方に関して、これはかなり大胆な提案でございますが、都市緑地保全法と都市公園法の統合と、緑地保全・緑化関連制度のさらなる推進のための具体的な制度、歴史的景観を保全する方策の検討の必要性等について、また都市公園に関しましては立体的な公園区域の設定などを提言しておりまして、今後引き続き検討すべき課題としております。

第 3 点としましては、行財政支援のあり方に関しまして、緑地保全、都市緑化、都市公園整備等について国として所要の事業費を確保するとともに、投資の重点化・効率化の方向について提言を行っております。

第二次報告に盛り込まれた事項に関しましては、今後策定する社会資本整備重点計画の内容に反映されるとともに、総合的・計画的な政策運営を推進するために必要な法制度について、本報告に沿って具体的な検討が進むことをぜひ期待しているものでございます。

第一次報告につきましては既に第 2 回都市計画部会で報告しておりますので、今回の第二次報告の詳細につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

事務局 資料 6 をごらんいただきたいと思います。この中では三つの構成になっております。次のページに総合目次がございまして、概要と第一次報告と第二次報告という構成になっております。

概要 - 3 ページをごらんいただきますと審議経過がございしますが、第一次報告で掲げられた「引き続き検討すべき課題」 - これは第一次報告の 15 ページに掲げてございしますが、

緑とオープンスペースを確保するための中長期的な計画のあり方、 必要な法制度のあり方、 行財政支援のあり方、この三つの検討すべき課題につきまして、昨年の 11 月以降、東京都をはじめとします地方公共団体からのヒアリングを含めて 4 ほど小委員会を開催し、第二次報告をとりまとめたところでございます。したがって、第二次報告につきましては、「引き続き検討すべき課題」への対応方向について提言をとりまとめたものでございます。

その概要について次に御説明いたしますが、第二次報告の4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず中長期的な計画のあり方についてですが、先ほど越澤委員長からもございましたように、社会資本の整備につきましては、社会資本整備重点計画を策定するというところで、これまでの事業分野別の9本の計画を一本化することになっております。そこにおける緑とオープンスペースの位置づけにつきましては、これまでは都市公園等の整備のみを計画対象としていましたけれども、新たな社会資本整備重点計画におきましては、これに加えて、都市における緑地の保全事業を対象することとなったところがございます。計画期間内における政策目標あるいは重点的に取り組むべき施策等々について、いろいろ御議論いただいたものを以下にまとめたとところでございます。

計画期間は今後5年間ということがございます。平成15年度から19年度の5年間でございますが、ここにおいて重点的に取り組むべき政策課題としては、その下に掲げてございますように、都市再生への対応、地球環境問題等への対応、豊かな地域づくり、少子・高齢社会への対応、こういった点に対応していく必要があるとしております。

このために重点的に実施すべき施策につきましては、6ページ、7ページに掲げておりますが、緑地の保全、都市緑化の推進、さらに都市公園整備の推進、それぞれにつきまして具体的な内容を掲げているところでございます。

社会資本整備重点計画におきましては重点目標を定めるということになっておりますので、その際の政策目標に対応した指標をどうするかということについても次にまとめてございます。8ページにございますように、まずは総合的な公園緑地の確保を政策の基本目標とし、その基本指標といたしまして、これまでのような都市公園の1人当たり面積という考え方だけではなく、さらにそれを発展させまして、緑地保全地区等の地域性緑地を含んだ公園緑地全体の確保目標量、あるいは1人当たり公園緑地面積ということで、そこには河川・港湾等の緑地や民間の再開発等による敷地内に確保された緑地で持続性があるもの等を含んだ指標を設定し、その達成のためにいろいろな手段を講じていくべきだということの基本としているところでございます。

また、重点的な政策分野、例えば都市の防災性の向上にかかわる指標といたしましては、防災活動の拠点となる防災施設を備えた防災公園が整備された大都市の割合を指標に設定するなど、環境への対応、地域の活性化、少子・高齢社会への対応に対応した指標について、それぞれ具体的な提案をしているところでございます。

また、計画の効率的かつ効果的な実施に必要な事項として4項目ほどまとめてございます。1点目は、河川事業・下水事業との連携、さらには文化財、教育、福祉、農林業等の他の政策との連携等、事業・政策間の連携による集中的な取り組みの推進ということ。2点目が、公園管理や民有緑地の保全・管理に、市民・民間企業等が参加できるような仕組みづくりをはじめとしまして、多様な主体による取り組みの推進。3番目が効率的な事業の推進のために事業を進めていく上での情報公開なり整備プログラムの作成により事業の見通しを明確化し、さらには評価システムを厳格に実施するといったことをうたっているところでございます。最後が(4)でございますが、技術開発につきましては、公園緑化技術開発五箇年計画をつくって開発を進める等々、総合的な見地からの技術開発・人材育成・国際交流の推進といったことをまとめているところでございます。

こういった社会資本整備重点計画とともに、次の10ページですが、「国土交通省緑の政策大綱」の策定を推進し、それを実現していくことが必要であるという御意見をまとめているところでございます。

2番目の課題でございます法制度のあり方につきましては、地域の実態に即した公園整備を進める観点、あるいは公園緑地の持つ防災機能の強化という観点から、既に都市公園法施行令の改正を3月28日に行っているところでございます。また、密集法につきましても、公園の防災上重要な公共施設としての役割を果たすような、さまざまな仕組みを盛り込んだ形になっているところでございます。

今後引き続き検討すべき事項といたしまして、まず都市緑地保全法と都市公園法の統合でございますけれども、いずれにいたしましても、緑地保全・緑化と都市公園の整備について総合的・一体的に推進する必要があるとの観点から、計画づくりについては、国、都道府県、市町村の任務の明確化を図っていく必要があるだろうというのが一点。また、現在市町村で取り組んでおります「緑の基本計画」につきましては、都市公園を含めた形にはなっておりませんので、それを含めて総合的な計画になるような検討を行いつつ、その結果を踏まえて両法の統合について検討すべきこととしているところでございます。

(2)の緑地保全・緑化関連制度につきましても、例えば建築物の敷地内や屋上に緑化施設の附置を求める方策とか、あるいは地区計画において建築物の敷地内の緑化を位置づけるようなこと、そして歴史的景観の保全という趣旨もあわせまして、緑地と周辺環境と一体となった保全策を検討すべきということにしているところでございます。

また、都市公園関連の制度につきましては、中ほどにございますが、立体都市公園、あるいは借地公園の推進、そして地域住民が自主的に都市公園の施設を管理・運営する仕組みについて検討するということ。それから、最後に掲げてございますのは、歴史上の価値の高い建築物について、現在、都市公園法に基づきまして10%と2%で計12%まで建蔽率が許されているわけですが、保存をするという観点から都市公園を活用して保存を図っていく方策について、建蔽率の取り扱い等も検討に加えるべきだとしているところでございます。

三つ目の課題でございました行財政支援のあり方につきましては、基本的な視点として、国として所要の事業費を確保し、また地方公共団体に対して必要な行財政支援を継続していくことが必要としているところでございますが、具体的な支援の改善方向につきましては、一つは、国庫補助事業について、政策目標を実現するための事業に重点化を図る、また、時間管理概念を徹底し一定の事業効果が見込める事業に対して重点化を図っていくといった方向を示しているところでございます。

また、その他事業を支援するための措置といたしまして、先ほどから法制度のところでもいろいろ御説明させていただいておりますような事項も含めて総合的に取り組んでいくことが必要としているところでございます。

最後に、小委員会のとりまとめといたしまして、早急に社会資本整備重点計画あるいは「国土交通省緑の政策大綱」を策定いたしまして、緑とオープンスペースの確保を図っていくべき、その中で法制度について検討すべきとした点についても、その実現に向けて、より一層の努力を傾注すべきというふうにまとめているところでございます。

以上が第二次報告の概要でございます。終わらせていただきます。

部会長 ありがとうございます。

最後に、下水道・流域管理小委員会でございますが、委員長であります私から報告させていただきます。

資料7をごらんいただきたいと思います。概要 - 1 ページにありますように、昨年5月以降、5回にわたって小委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

第1回では、過去の下水道政策に対する評価とそれを踏まえた政策転換の必要性や方向性について、第2回では政策転換のための具体的な施策とアウトカム指標についてそれぞれ議論を行い、7月の第3回小委員会において中間報告をとりまとめました。

その後、今年に入りまして第4回、第5回と二度にわたって小委員会を開催し、中間報告で「引き続き検討すべき」とされた施策について議論を行うとともに、新たに下水道分野の国際化の問題や、今後、当都市計画部会において都市再生ビジョンの議論がなされるのに先行して、下水道が都市再生に果たし得る役割等についても議論を行い、その結果、お手元にありますような形で最終報告をとりまとめたものでございます。

今回の報告の最も大きな特徴を申しますと、過去の下水道政策が普及率の向上を最大の目標として進められてきた時代であったのに対しまして、普及が相当程度進んできた現状を踏まえると、普及・拡大という文脈だけで下水道を語る時代は終わったとしている点であります。すなわち、下水道には普及以外にも高度処理の推進、合流式下水道の改善、浸水対策等の幅広い課題や役割があり、これからは政策目標が多様化・重層化していく時代の中で重点的・効率的に整備を進めていくことが大きな課題になるという基本的な問題意識に立って全体をまとめております。

私からは概要を申し上げましたが、さらに事務局の方から補足説明をお願いいたします。

事務局 資料7の2ページ以降で御説明してまいります。

基本的に全体の構成は中間報告をベースにしておりますが、まず若干変更があった部分を申し上げますと、概要 - 2 ページの政策転換の視点の(4) グローバル化を受けた国内外での戦略的対応、この部分が新しく加わっております。また、この視点を受けまして、概要 - 4 ページの(4) 国際化に向けた官民の積極的な対応というところが新たに追加になっております。さらに、その下でございますが、都市再生において展開すべき下水道政策の基本方針、これは、今後都市計画部会で都市再生ビジョンが議論される中で、下水道として先行して少し議論していこうということで新たにとりまとめた部分でございます。

中間報告の際と若干ダブってまいりますけれども、もう一度、簡単にポイントだけを御説明してまいります。

資料の概要 - 2 ページに戻っていただきまして、まず転換期を迎えた下水道政策ということで、先ほど松原部会長からお話がありましたように、下水道はこれまで普及・拡大を最大の目標としてきたけれども、そういう時代は終わったのではないが、これからは政策課題、政策目標が多様化していく、複線化していく、そういう新しい歴史的なステージの時代に入ったというところを最初の出発点にしております。

そういう中で、政策転換の視点として四つほど掲げてございます。まず(1) 国民の視点の重視です。これは言わずもがなのことではあります。特に下水道の場合、普及・拡大という従来のわかりやすい目標の時代から、かなり政策目標が多様化して、受益の実感もなかなか住民に受けとめられにくい。そういう事業が増えてくる中であるだけに、さら



に情報開示を積極的に進める、あるいは広報・PRを徹底する、さらには住民の参画を求めていく、こういう対応が必要であるということでございます。

(2)としてソフト施策を含めた多様な主体との連携・協力です。下水道事業は基本的に市町村の事業でございますが、市町村単位の事業ということでこれまで事業を進め、それなりの成果を上げてきましたけれども、例えば複数の市町村、あるいは県をまたがるような閉鎖性水域の水質保全、水質改善は必ずしも進んでいない。そういう中で、これからは下水道管理者相互が連携をすることはもちろんですが、河川行政、道路行政、あるいは農林行政などともきちんと連携をし、さらにはNPOをはじめ住民の皆さんとの連携も図りながら進めていく必要があるという点でございます。

次に、(3)整備の重点化とストックの徹底活用ということで、繰り返しますが、政策課題が多様化する中では、今後は限られた財源や人的資源をどういう形で効果的に使っていくかということが非常に重要になるということが一点。それから、過去の普及・拡大の中で下水道の施設ストックあるいは資源が相当積み上がってまいりましたので、これをもって積極的に活用して、いろいろな貢献ができるのではなかろうかということでもあります。

それから、(4)が新しい点でございますが、グローバル化を受けた国内外での戦略的対応ということで、先般も京都、大阪、滋賀で世界水フォーラムがございました。水市場の分野では世界的に国際化の動き、あるいは民営化の動きが出てきているわけですが、現実には日本の中でも下水道サービスについて国際規格、いわゆるISO化をしようという動きが出てきております。それから、欧州の巨大な水会社が既に日本市場をねらっていることもございます。こういう中で、これにどのように的確に対応していくかというのが四つ目の視点でございます。

以上のような政策転換の視点を受けまして、政策転換の具体的な方向性とその実現に向けた施策として4項目ほど挙がってきております。

(1)が流域管理のアプローチによる施策展開でございます。先ほども言いましたが、市町村単位の下水道事業を進めている中で、水問題にきちんと切り込んでいくためには、水質保全の分野でも、浸水対策の分野でも、関係者がこぞって集まって、行政あるいは住民を含めて取り組んでいく、そういうアプローチが必要であるということで、流域管理のアプローチということを最初に提言されているわけでありまして。

以下、この中で から の小項目が挙がっておりますが、3ページの上、流域管理の視点による雨水対策への取り組みでございます。これにつきましては、今回、河川局と共同して新しい法案を提出しているところでございます。従来、いわゆる外水対策については河川が、内水対策については下水道がということで取り組んでまいりましたが、必ずしも双方の対策がきちんと整合性がとれて進められてきたわけではなかったという反省がございますので、今回はそういうものを総合的に取り組んでいこうということでもあります。さらに、行政だけではなくて、民間の開発についてもきちんとした一定の規制をしていく。あるいは、下水道の場合でいきますと、従来、雨水は速やかに排除するというので臨んできたわけですが、例えば民間宅地内の雨水浸透柵については貯留浸透機能を持たせることがむしろ必要なのではなかろうか。こういうものを促進する制度を今回組み込んでいるということでございます。

続きまして、(2)が施設の効率的な整備と管理運営でございます。下水道事業はかな

り長期にわたって大きな財政コストが伴うわけではありますが、そういう中で効率的な整備が今一番強く求められているということでございます。以下3項目ほど小項目が挙がっておりますが、複数の事業主体間における連携では、従来から言われておりますように、類似の汚水処理施設、集落排水処理施設や合併処理浄化槽、こういうものとの連携を図った上で、より効率的な整備を進めていく必要があるということ。さらに、最近の下水道整備の中心は中小市町村に移っているわけではありますが、そういうところでは当然スケールメリットが働かなくて、どうしてもコスト高なものになってしまいますので、事業をできるだけ広域的に、あるいは共同でやっていく仕組みを建設段階から管理段階まで考えていくことが必要ではなからうかということ。

あるいは、として挙げておりますのは、下水道の場合には、現在、処理場の維持管理については9割を超える民間委託をやっている実態がありますけれども、もっと民間の創意工夫が生きるような、裁量性や自由度が高まるような、そういう委託の形態を考えていく必要があるのではないかと提言されております。

続きまして、(3)として下水道のポテンシャルを活用した新たな課題への対応ですが、ここまで普及・拡大が進んできて、施設ストック、資源とも相当膨大なものがある中で、この潜在的なポテンシャルをうまく活かせばいろいろな形の貢献ができるのではないだろうか。ここでは から まで挙がっておりますが、例えば については、水路のオープン化や処理水の還元等を活用して、都市における水・緑環境を創出していく役割を担うべきではなからうかといったようなことでございます。

続きまして、4ページですが、下水汚泥のリサイクルの面でいきますと、産業廃棄物の2割が実は下水汚泥ということでありまして。そういう中で、これをきちんと処理していくことが公共団体にとっての大きな課題になっておりますが、例えば生ゴミや畜産系の廃棄物等と一緒に共同処理していくこともやっていこう。これは既に平成15年度の予算でモデル事業化をしたものでございます。

続きまして、(4)国際化に向けた官民の積極的な対応でございます。国際化については二つあるかと思えます。一つは内なる国際化であります。先ほど言いましたように、下水道サービスについてISO化を図ろうという動きがあります。こういうものにきちんと対応して、それを契機として、さらに下水道サービスの水準を高めていくことが必要であるととも、産業の面でも市場競争力を高めていくような努力が国内的には必要でなからうか。

さらに、これまで我が国が培ってきた下水道の技術やノウハウを今後は途上国の支援に向けてもっと積極的に活用し、役割を果たしていく必要があるのではなからうか、そういった問題意識がございます。ただ、この点でいきますと、現在途上国で求められているものは、必ずしも建設の技術支援という分野にとどまらず、むしろ経営管理、マネジメントといった部分での役割を果たすことが求められている。そういう中で、どうしても欧米の巨大な水会社にはかなり劣るのが今の実態ではなからうか。この部分については、官民が挙げて協力体制を構築して臨まないことには、これにはなかなか対応していけないのではなからうかと、こういうことでございます。

最後に、都市再生について展開すべき下水道政策の基本方針として、3項目ほど挙げております。

まず一つは、今後は人口が減少していく、あるいはコンパクト・シティ化ということが言われる中で、今後の下水道投資について過大な投資にならないように、むしろ都心部については過小な投資にならないように、きちんと対応を図っていく必要があるということ。

2点目は、都市再生という中で、いろいろな再開発等のプロジェクトも動いていくわけですが、そういうものと連携して、下水道施設の老朽化しているものもありますし、機能的に陳腐化しているものもございますので、そういうものをあわせて再構築していくことが必要ではなからうか。

3点目としては、そういう受け身の対応だけではなく、下水道が持っている施設資源、そのポテンシャルを最大限に活かしていくような形の積極的な貢献をもっと言っていくべきではなからうか。処理場等のオープンスペースもございます。あるいは都市の中に張りめぐらされた管渠、あるいはその空間の活用もあろうかと思えます。処理水の利用、あるいは処理水が持っている熱エネルギーを利用する、そういういろいろなポテンシャルがあるわけですので、そういうものをトータルでどのように活かしていくかという視点からの積極的な対応が求められるだろうということでございます。

以下でございますが、以上が主要なポイントでございますので、このぐらいで説明を終わらせていただきます。

部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の御報告、御説明につきまして一括して御議論いただきたいと存じます。御質問、御意見等がございましたら、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

E委員 私は公園緑地小委員会には入っていませんので、今、拝見して、気がついたことを申し上げたいと思います。

二次報告の最後の方で、緑地保全・緑化関連制度や都市公園関連制度等、法制度のことをこれから課題としていただけないかということで、これは大変ありがたいと思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

一点、一次報告の13ページ、例えば「民間事業者の参画の推進」のところではPFI事業の話が出ておまして、それとの関連で二次報告の13ページあたりで住民参加等も含めていろいろ書いてございます。今の都市公園法は、民間が公園施設を設置する場合、許可が10年という期間がございまして、PFI業者がやろうとするときに、この法制度の縛りがネックになるケースがとて多いんです。したがって、こういう法制度をいろいろ考えていくところでは、ぜひそういうところも含めて御検討いただければと思っております。これは希望のようなものです。

部会長 いかがですか。

事務局 PFIにつきましては、二次報告の15ページでも「事業の推進を図るべきである」と書いているところでございますし、さらに先進的な事例についても周知していこうということで、基本的に積極的に進めることにしております。今、E委員が御指摘の点もこういう事例を検討する中で我々の耳にもいろいろ伝わっておりますので、そういうことも含めて詰めていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

部会長 よろしゅうございますか。

E委員 はい。

部会長 ほかに、どなたか、ございましょうか。

F 専門委員 公園緑地小委員会の報告、それから下水道・流域管理のあり方について、両方について御意見を申し上げたいと思います。

まず、公園緑地小委員会の二次報告の中で、都市再生への対応、5 ページでございます。都市再生を目指すに当たって災害に強い都市構造づくりということがありますけれども、それらに加えて都市の中の賑わいづくりという観点も必要であり、特に賑わいを演出する多目的広場、都市広場などの創出が必要だと考えております。防災機能あるいは街の賑わいづくりを演出する都心部内の広場整備も積極的に対応していくべきだと考えております。そこで具体的な提案例といたしましては、報告書 5 ページの政策課題 「都市再生への対応」の中に「防災機能のほか、都市の魅力向上を図り、人・物・情報が集まる広域交流機能となるような広場整備の必要性について」も記載があってよいのではないかと。これがまず第 1 点でございます。

それから、第 2 点でありますけれども、5 ページの に「少子・高齢化社会への対応」とございます。国におきましては、21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21」を平成 12 年 3 月に策定しまして、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的に、身体活動、運動などの領域について健康づくり運動を進めているところであります。そこで、昨今の健康づくり運動の高まりを考えますと、公園緑地整備の中でこの部分を強く表現していくべきだと考えます。具体的な提案といたしましては、 の「少子・高齢化社会への対応」の中で、「高齢者をはじめ幅広い年齢層の方々の日常的な健康増進を目指した健康スポーツの場づくり」といった観点が必要ではないかと思っております。

3 番目に、6 ページの「都市公園整備の推進に関する重点施策」のところではありますが、この項の中に「都市の緑とオープンスペースのネットワークを形成し、都市再生への対応」とございます。この部分につきましては、緑とオープンスペースを結ぶネットワークの形成は大変重要であります。さらに公園や緑地以外の都市に点在するさまざまな資源とオープンスペースとのネットワーク化を図ることで都市の中での散策が楽しめる場を創出していくべきであると考えます。理由といたしましては、都市の中に点在する貴重な緑のオープンスペースと街に息づく歴史的・文化的資産との連携を図ることで、街の中をゆっくりと散策して、楽しめるまちづくりを目指すべきであるということでもあります。記載についての具体的な提案例といたしましては、「都市の中に点在する貴重な緑のオープンスペースと公園や緑地以外の街に息づく歴史的・文化的資産との連携を図ることによって、都市の中をゆっくりと散策をし、楽しめるようなまちづくりを推進していくことが必要である」という考え方でございます。

加えて、地方自治体からの要望になってしまいますけれども、国におきましては、公園整備の採択基準を 15 年度から緩和していただきました。「2 ha 以上の公園であること」という規模の要件がありますが、中心市街地の活性化に資する広場公園の整備という視点から、今年度、新たに中心市街地の活性化基本計画に位置づけられている地区であること、それから 3 カ所以上の公園緑地整備を行うこと、そして 1 カ所当たりの公園は 500 m<sup>2</sup>以上であることという条件を満たせば 2 ha 以上という要件を中心市街地に限っては緩和していただいたわけでありまして。しかし、500 m<sup>2</sup>以上を 3 カ所という条件のところを、ただいま私が申し上げましたような地域の歴史的・文化的施設等をネットワーク化した場合にお

いては、例えば 500 m<sup>2</sup>の公園が一つであっても、採択を認めるといった条件緩和もお願いできないかと思えます。

次に、下水道についてであります。まず、概要 - 3 ページの上の 、流域を単位とした健全な水循環・良好な水環境の創出のところでございます。最終とりまとめ本文では 13 ページになりますが、その中に「高度処理の処理水準を標準的なものとする」という記載があります。本市におきましても三つの処理場がございますが、二次処理で河川に放流しております。そして汚濁物質を処理することができましても、二次処理の場合には、窒素、リン、それから環境ホルモン、こういったものについては十分処理できないという実情があります。特に窒素につきましては、水田の水の取り入れ口の部分が特に稲が倒伏しやすく、これが窒素と因果関係が深いのではないかと言われております。さらに、水道水の安全に対する市民の不安が増加している中で、富栄養化対策や、安全でおいしい水の確保、河川の水質向上を図っていくためにも、高度処理の導入が必要であります。現在、国庫補助が湖沼、閉鎖水域、あるいは水道水源水域など限られた地域しか認められていないために、対象区域の拡大を要望する次第でございます。現在、本市の処理施設は二次処理で 1 施設約 300 億円の費用がかかると試算していますが、これを高度処理にいたしますと、さらに約 150 億が必要になってまいります。これを市単独で行っていくのは大変厳しい状況でございますので、ぜひ高度処理については支援策の拡充をお願い申し上げます。

それから、概要 - 3 の ( 2 ) 施設の効率的な整備と管理運営の 、複数の事業主体間における連携のところでございます。最終とりまとめ本文では 16 ページになりますが、御案内のとおり、公共下水道からの汚泥、農業集落排水からの汚泥、合併処理浄化槽からの汚泥と三つの形態の処理施設からそれぞれ汚泥が出てまいります。これらの汚泥処理を効率的に行うためには、おのこの施設の連携が必要であり、先ほど報告いただいたとおりでございます。しかし、新設に関しては汚水処理施設の共同整備事業 ( M I C S ) が平成 7 年度に創設されましたが、既存の施設におきましては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律 ( 補助金適正化法 ) によりまして一定期間の制約が設けられており、直ちに連携処理を行うことは困難でありますので、これらについての連携が容易に行うことができるように、補助金適正化法の改正も当然必要になってくると思えます。

最後に、同じく概要 - 3 ページ、民間活力の適正な活用による下水道サービスの効率化でございますけれども、本市におきましても管理・運営の民間委託を積極的に進めております。しかし、委託の内容につきましては、仕様書発注というスタイルで役務の提供が主なものであります。今日、維持管理のさらなる効率化を図るためには、民間企業のノウハウを積極的・効果的に活用するために、包括的な民間委託に転換する必要があります。先ほど御説明いただきましたように、国土交通省によりまして性能発注の考え方に基づく民間委託のガイドラインができたところであり、本市においては上下水道の一元化を見据え、現在検討している段階であります。日本下水道協会、日本下水道事業団もマニュアルづくりの検討に入っていると伺っております。委託する民間活力に対する評価・審査、あるいは監視を適正に行うため、国と関係機関との地方公共団体への包括発注にマッチした積算基準の整備等を早急に行っていただきますようお願いを申し上げ、それらの支援体制の確立を求めるところであります。

以上です。

部会長 今回の御意見ですが、例えば補助金の拡充等について、このレポートに書き込むべきだという御意見なのでしょうか。

F 専門委員 補助金は例えとして申し上げたことでございます。この報告書で私が申し上げましたような内容がもし記載されるとすれば、新たにできました公園の設置基準の緩和策等と併せて、公園と歴史・文化施設との連携なども視野に入ってくるのではないかという期待を持って申し上げているところでございますので、補助金についての記載を求めるものではございません。

部会長 わかりました。

それでは、事務局なり委員長からもし何かありましたらお願いします。

事務局 今後の重点的な政策課題にかかわる御意見があったわけでございますけれども、政策課題として掲げております5ページの「都市再生への対応」、「豊かな地域づくり」、「少子・高齢社会への対応」等々は、切り口としてこういう分野に重点を置いていこうという趣旨でございまして、例えば賑わい、あるいは高齢者から幅広い健康スポーツの場づくりというような趣旨につきましても、都市再生という中に賑わいの場づくりがきちっと位置づけてあるわけではございませんが、「豊かな地域づくり」の中に位置づけられておりますし、また、「少子・高齢化社会への対応」のところ、スポーツという言葉は特段使っておりませんが、「健康運動の場」というふうに書いてございます。

例えば、7ページをごらんいただきますと、豊かな地域づくり観点から、そこには健康運動だけではなくて、スポーツ、さらには環境教育など、その前の「地球環境問題への対応」ということも含めて表現をさせていただいたつもりでございます。また、「地域の特色ある歴史的・自然的・文化的資産を活用した都市公園等の整備」ということも掲げているところでございまして、当然、緑とオープンスペースを総合的・一体的に確保していく中で、その拠点となるような公園はこういうこともやっていきますというふうに取りまとめるところでございます。

また、公園空間を都市の賑わいという趣旨も、7ページの「また」以下ですけれども、安心・安全だけではなく、都市の賑わいに生かしていくような運営ということでございます。ただ整備するだけではなくて、いろいろ使われていく必要があるという趣旨ですが、これも小委員会でいろいろ御議論がございました。例えばイベントをやるときの制約等があるのではないかとといった御意見もございまして、ここでは特に「運営」という言葉を含めて表現させていただいているところでございまして、F委員からございましたような御意見と、表現は若干異なるところがあるかと思いますが、趣旨は全く同様というふうに私ども事務局としても受けとめているところでございます。

部会長 下水道の方はどうですか。

事務局 3点お話がございました。最初に高度処理の話がございました。今、普及率は63.5%まで行っておりますが、高度処理はまだ10%未満ということで、我々としても、「高度処理」という言葉を使っていくこと自体、特別なことをしているという感じがありますので、これを標準化していくことが将来的には大事なのかなと考えています。そうはいつでも財源的な裏づけは非常に大きな問題になるわけですが、お話のように、限定された地域のみを国庫補助の対象としているわけではございません。厳しい財政状況の中ではありますが、高度処理を必要とする地域では、その推進に努力していただきたいと考えており

ます。

もう一つ大きいのは、高度処理が進まないのは、費用負担の問題といたしますが、高度処理によってははっきりと受益するところとそうでないところがどうしても明確に分かれてしまうことから、全体としてみんなで負担し合う中でやっていくようなルールをつくらないと進まないということがあります。そういうことで、前回もちょっとお話ししたと思えますけれども、CO<sub>2</sub>でやっている排出枠取引のような仕掛けをつくって動かしていくことができないかということで、東京湾をモデルに選んで勉強を始め、とりあえずの報告をまとめたところでありますが、さらに制度設計も含めて今後議論していく必要があるのかなと考えているところであります。

2点目に汚泥の共同処理の話がございました。下水の汚泥と集落排水、あるいは合併浄化槽の汚泥、この取り扱いについては、従来、廃棄物が、片方は産業廃棄物、片方は一般廃棄物だということもあって、なかなか一緒に処理できないという問題も実はありました。ただ、この点については最近はかなり柔軟にできるようなこともございます。ただ、補助金適正化法の話はこの問題だけに絡む話ではなく全体の話でございますので、また個別具体の状況などもお聞かせいただきながら勉強させていただければと思います。

それから、3点目の包括的民間委託であります。我々も、このガイドラインを打ち出しましたけれども、正直言って、まだ十分に進む状況にはありません。幾つか大分市や松山市あたりで試みが出てきております。一つ突破口ができれば、意外とそれに続くところが出てくるのかなという気はしておりますが、とりあえずガイドラインだけでは不足なので、今、こういう包括委託をする場合の標準約款づくりとか、あるいは民間をうまく使っていくためにはきちんとした情報が提供されることが必要でありますので、そういうものについては例えば下水道事業などでもそういう制度づくりをされておりますので、今後さらに積極的に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

部会長 今回のF委員の御発言は、表現についてのかなり積極的な意見が出ていますが、伺ったところ、報告書の表現と趣旨はそんなに変わらないと思うのです。皆さんの受けとめ方はどうですか。公園の方も、下水道の方も。

F委員、非常に積極的な御意見をいただいたのだけれども、私は、この報告書がだめだということではなくて、もう少し強調すべきではないかという趣旨の御意見だったというふうに聞いているんですが、基本的にはそれでよろしゅうございましょうか。

F専門委員 報告書は了承いたします。地方自治体の立場から、国にご意見を申し上げるべきところは意見を述べていき続けなければならないということで申し上げました。

特に公園の方は、私が目を通したところと記載の場所が違うだけの話ということで概ねよろしいかと思うのですが、下水道については、財源などいろいろ難しい問題がありますので、私が申し上げたからといってすぐに改善されるものではありませんが、委員の皆さん方にも今申し上げてきたような問題が内在しているということを理解していただければありがたいと思えます。

部会長 わかりました。

どうぞ。

G臨時委員 せっかくの機会ですので、意見を申し上げさせていただいてよろしいでし

ようか。

2点申し上げようと思うのですが、1点は質問で、もう一点は希望です。これは最終案ですから、入りにくいと思うので、議事録に載せていただければ結構です。

下水道については、河川の管理と下水道の管理を上手に一体化することは非常に大事なことで、大いに支持したいと思うのですが、同時に、市街地整備・都市交通小委員会から、市街地の都市の縮退、再編という考えが出ていますね。したがって、そっちの委員会と流域管理の小委員会の概念を合致させれば、流域管理の中に、さらにそこで市街地の再編ということ盛り込んでいくのだ、それを考えながら流域管理をやっていくのだ、あるいは逆に流域管理のことを考えながら縮退の方の政策をとっていくのだということで、そのリンケージが重要だと思うんです。

すなわち、本来はこういう小委員会が二つあるのを、この都市計画部会においてそういう総合性を入れるのがいいのではないかなと思うんですが、そのところの趣旨をよく読みますと、資料7の下水道・流域管理小委員会の資料の一番後ろの「おわりに」の中に、「水をトータルな視点から捉えた都市・地域づくり、国土づくりの計画の一環として」とありますから、そういうふうにも読むこともできる。ですから、文言を変えろという意味ではなくて、そう理解してはいかがでしょうかということで、これは一点、希望でございます。

もう一点は質問でございまして、単純に教えていただければいいのですが、緑地の方の資料、第二次報告 - 8ページの「政策の基本指標」で、公園緑地の面積等々を「民間の再開発等により敷地内に確保された緑地で持続性の担保されるもの等についても含め」とございますね。これも非常に現実的なことでよろしいと思うのですが、もともとの趣旨が地球環境保全というようなと、それから都市再生、豊かな地域づくり、参型画社会とあるので、要するにパブリック・アクセスが可能な緑地でないと意味を持たないような重点分野と、パブリック・アクセスではなくて個人の緑地だってもちろん地球環境に資するわけですが、そのところを少し切り分けておいた方が誤解を呼ばないなという感想を持ちました。これは質問ですので、その辺、どういう理解をしたらよいか、教えていただければと思います。

以上です。

事務局 まず環境面からとらえましたときに、パブリック・アクセスが必ず条件としてつかなければならないかといいますと、それはないということでございます。ただ、ここにはございますような政策の基本目標として掲げる数字に含める内容として、パブリック・アクセス等の向上をできるだけ図っていこうというような趣旨は、緑地保全に係る法制度についてもそうですし、また、その他の事業を支援するための措置の中でもそういう内容を盛り込んでいるところでございまして、我々としては、できた緑地については、限られた都市の空間でございまして、いろいろな形でいろいろな方に御利用いただくような方向性を志向しているということは、この表現の中にある程度出ているのではないかと考えております。

事務局 一言、やや事務的なことで恐縮でございますが、今の三つの小委員会の御報告は、都市再生ビジョンを今後どう描くかという中の当面まずこれをお願いしたいということで進めてまいったもので、それぞれの小委員会で精力的に御議論いただいて、現時点における相当な到達点だと私どもも受けとめております。



なお、今日はもう一つ議題がございまして、そういった議論も踏まえて、21世紀の都市再生をどう進めていくか、ビジョンをどう描くかという議論をこれからさらにお願いたいと思っておりますので、今日のF委員の御意見も含めまして、我々もしっかりテークノートして、これからの部会の御議論の中でさらにいろいろ詰めていきたい。逆に言いますと、これで全部終わりにしたいということでは決してございませぬので、そこは御理解を賜りたいと思います。

部会長 いかがでしょうか。今の事務局のお話のような趣旨で、これで終わりではございませぬし、この次の大きなレポートの方に反映されるはずであります。そこで、各委員の御意見はそれぞれ議事録で確認いたしますので、本日は、時間の関係もありますので、各小委員会の御報告を部会として了承するというごお願いできませんでしょうか。

H専門委員 一点だけ、簡単なことで申し上げさせていただきたいと思っております。

資料5の概要版の4ページに、「市街地が縮退する」ということで、「縮退」という言葉が出てくるわけでございませぬ。市街地のこれからのとらえ方ということで、コンパクト・シティとか、それぞれの部会で同じ概念をいろいろな用語でそれなりに表現していらっしやるわけですが、「縮退する」という言葉は、私、申しわけないのですが、初めて伺ったんです。これからの市街地に対する見方として、非常に大事な言葉だと思うんです。たった一つの言葉でございませぬが、大変気になるものですから、「縮退」という言葉に関して、資料を出された部会の方から、こういう言葉を使う意味と、それからこの部会の報告として公になっていくわけでございませぬから、用語に関して御意見を一言伺っておきたいと思っております。

部会長 これはやはり議論をされて、この用語を使うことに決めたんですか。

事務局 事務局から小委員会の議論を簡単に御紹介させていただきます。

私ども事務局側から問題提起いたしましたのは、人口が減少する状況の中で、都心地区中心部にコンパクトな市街地を目指していくといったときに、例えば都市の郊外部で人口が減ってくる地区があるのではないかと、それが問題になるのではないかとという問題提起をさせていただきました。さらに、「中間とりまとめ」までの段階で、委員の何人かの方から、コンパクトな市街地を目指す以上、人口が減ってくるところが出るはずだ、そういうところをどうしたらよいかを考えるべきではないかという議論が生まれて、この「縮退する地区」という名前で整理したところの議論が始まったわけでございませぬ。

この地区をどう呼ぶかということにつきましては、小委員会でやはり議論がありました。例えば「市街地が縮小する地区」という言い方もあるのではないかとという議論もあったのですが、何人かの委員の先生方の御意見、御議論を踏まえて、最終的に小委員会として「縮退」という言葉をあえて使った、このように私ども事務局では理解してございませぬ。

部会長 これは仮の名前で、最終的な都市計画部会の答申になるときは改めて御議論いただくことにして、とりあえず本日はそういう理解でいかがでしょう。

H専門委員 はい。議事録に残していただくということで。

「退」という言葉は非常に後ろ向きの用語のような気がいたしますので、議事録に残していただきたいと思っております。

部会長 どうぞ。

C委員 小委員長の一人をしておりますので、その立場的なことも含めて発言をしたい

と思います。

一つは、公園緑地について大分御意見がありました。読んでいただいたのは、審議した成果でもありますので、大変ありがたいと思っております。

私自身の理解としては、非常に多様な課題を一斉に検討するために小委員会を設置したということがありますから、当然ながら、それぞれ参画されなかった委員会の報告については、自分がメンバーだった場合にはもうちょっとこういうふうに書いてほしいなという部分、これは多分全員があると思うんです。ただ、それはある程度分担してやったということで……。基本的な方向性がおかしいとか、走っているベクトルが全くおかしいというのなら、それは別ですが、中間とりまとめと第一次報告で一回諮っておりますので、一度報告しているということで、修文化の文章表現の過程では、そのときのメンバーの委員の合意形成を尊重するというのでやってはどうかと思います。

ですから、この場の席では、今後の施策についてどうかというのは、当然意見交換や事務局に対する質問はあっていいと思うのですが、文章の細かい字句については、それぞれの委員会でせつかくまとまったということで、お互い了解しているという方がよろしいのではないかと。そうしませんと永久に終わらないということがありますので。

問題は、先ほどF委員がおっしゃったように、これを受けて具体化をどうするのか、むしろそこがポイントだろうと思います。ただ、我々の公園緑地小委員会でも限界があります。そこでは、たしか三つの自治体の御意見を伺って、もともと一つの自治体の委員の方が入られているということで、結果的には四つの自治体になると思いますけれども、自治体として一番関心がありますのは、こういう報告が出て、今後、国土交通省としてどういう政策を展開するのか。あるいは都道府県、これはかつてのような上下の指導関係はないわけですが、とはいいいながら、いろいろなかかわりはあるわけですので、日本全体を引っ張っていく、そういう役割の中で具体的に何をしてくれるのかという点が一番ポイントだと思います。これは地方整備局単位か、わかりませんが、いろいろな形で自治体の意見をよく伺って政策を実施する、むしろそういうところで反映していただければいいのではないかと考えております。

もう一点、小委員会に分けたときの報告はここでお互いに了解した方がいいと思うのですが、根本的な諮問全体をどうするのかということはまさにこの全体で議論しているわけですから、そこで文章表現なり強弱、この用語はおかしいのではないかとか、それは我々がお互い議論して、そこでまとめればいいのではないかと考えております。

これは私の意見でございます。

部会長 いかがでございましょうか。今の御意見のような御意見も含めて、小委員会の最終報告があったという取り扱いにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

なお、各小委員会につきましては、一応最終報告をとりまとめていただきましたので、本日をもちまして解散といたします。

各小委員会の委員の方々におかれましては、御多忙のところを長時間にわたって御熱心に御議論を重ねられ、最終報告をとりまとめいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

## 21世紀型都市再生ビジョンについて

部会長 引き続きまして、21世紀型都市再生ビジョンの今後の審議につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 資料8-1から8-3に基づきまして、都市再生ビジョンの策定につきまして御説明をさせていただきます。

このビジョンの策定につきましては、平成13年7月5日に「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」という諮問が包括的になされたところでございます。

ごらんいただきますと、別添1についているのが諮問文になります。ページが後先になって恐縮ですが、5ページにその諮問文が載っております。この諮問自体は包括的な諮問ということで、その中で小さな項目が四つ設定されておりました。趣旨のところは、  
、  
、  
と書いてございますが、早急に検討を行うべき課題として、民間の都市活動を促す都市計画の枠組みについて、木造密集市街地解消のための方策について、さらに、中長期的視点に立った都市再生のあり方を検討すべしということで、の21世紀型都市再生のビジョンについてと次世代参加型まちづくりの方策についてということが諮問事項としてあったところでございます。

6ページをお開き願いますと、この4点についてのこれまでの審議状況を記載してございます。との部分、「早急に行うべき」とされたところにつきましては、平成14年2月に本部会において中間とりまとめをしていただいたところでございます。それから、6ページの一番下ですが、の次世代参加型まちづくりの方策につきましては、小委員会を立ち上げまして、この年末にかけて今後検討を進めていくという方向づけがなされているところでございます。

に書いてあります「21世紀型都市再生のビジョン」につきましては、長期計画がらみで特に検討を急ぐべき事項については、先ほど報告がございました都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会、下水道・流域管理小委員会が設けられまして、審議をいただいていたところでございます。

今回、都市再生ビジョンとしてとりまとめたいと思っておりますのは、6ページの真ん中ですが、先ほど読みました包括的な諮問全体に対する答申といたしまして、今御説明させていただきました各小委員会の審議成果に加えて、これまでの民間の都市活動に関する枠組みの議論や木造密集市街地についての中間とりまとめ、さらには現在並行して進行しております次世代参加型まちづくりの方策についての議論の結果を取り込むような形でビジョンを策定してみたらどうかと考えているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、そういった審議の経緯に加えて、4段落目のところですが、昨年7月には、政府に設置されております都市再生本部が都市再生に関する取り組みの共通指針として「都市再生基本方針」を閣議決定しているところでございます。別添3に記載されているところでございます。

別添3の7ページをごらんいただきますと、この基本方針は、政府としての取り組みの

共通の指針として「都市再生基本方針」を定めるということにしております。

その都市再生の目標が2に書いてありますが、将来の世代に「世界に誇れる都市」として都市を受け継ぐことができるようにすることを基本的な考え方といたしまして、ア、都市の外延化を抑制しながら求心力のあるコンパクトな都市構造に転換していく。さらには、イ、地震に危険な市街地の存在等、「20世紀の負の遺産」を早急に解消するためにはどうしたらよいか。さらには、そういう負の遺産の解消にとどまらず、さらに21世紀の新しい発展基盤としての都市をどう創造していったらよいか。また、これまでストックがそれなりに蓄積されてきておりますので、そういった都市資産を将来に向けてどのように活かしていったらよいかということ都市再生の目標を設定し、飛んで恐縮でございますが、8ページの3で、都市再生施策の重点分野として、ア．活力ある都市活動、イ．多様で活発な交流と経済活動の実現、ウ．災害に強い都市構造の形成、エ．持続発展可能な社会の構築、オ．誰でも能力を発揮できる快適な都市生活の実現に向けて政策展開をしていくべき、ということが大枠として示されたところでございます。この都市再生基本方針を受けて、個別具体的に、例えば国土交通省の所管分野でどのような政策展開をしていったらよいかということについては、いまだ答えが出ていない状況にあるかと思っております。

その意味におきまして、1ページに戻っていただいて恐縮ですが、今申し上げましたような経緯、都市再生基本方針の策定等の状況を踏まえまして、これまでの本部会におけるさまざま検討結果を取り込みながら、また本日いただいております各委員からの意見を取り入れつつ、今後、これから言います3点について審議を進めまして、「都市再生ビジョン」という形でとりまとめをいたしたいと考えているところでございます。

都市再生ビジョンとしての内容は大きく3点あるかと考えております。都市を取り巻く情勢の中期的な変化の見通しをまず概定する。それを共通の認識といたしまして、ですが、そうした情勢の変化が我が国の都市なり都市関係施策にどんなインパクトを与えていくのだろうか。同時に、それと並行して今後目指すべき都市像はいかにあるべきかということの概定。として、そういったことを念頭に置きながら、今後、講じていくべき都市関係施策の考え方や基本的な方向を網羅的に整理して、それをビジョンといたしたいということでございます。

今申し上げましたから の審議に当たりましては、個々の都市が固有の問題として抱えている課題を取り上げるというよりは、多くの都市が共通に持っている課題や構造的な問題、さらには一つの都市ではなかなか解決が難しいような広域的な対応を要する課題を対象とする。またビジョンの対象期間については、期限をいつまでに切るかというのは、“えいや” かもしれませんが、大体2025年までの期間ぐらいを念頭に置きながら検討してみたらどうだろうかと考えているところでございます。

同時に、今申し述べましたことのみを内容とすると、施策の基本的な方向だけになってしまいますので、当面、急いで課題対応をしていくべき、優先的に推進を図るべき分野もあわせて選定していただきまして、その分野において今後展開すべき具体的施策の基本的な内容についてもあわせて御議論いただければと思っております。

今申し述べました「都市再生ビジョン」については、地方分権が進む世の中で、国としてビジョンをつくるのはどういう意味があるのかという議論も一方であろうかと思っておりますが、都市再生に係る施策全体の基本方向を明らかにすることで、まちづくりは国、地

方、民間事業者、住民など多様な主体が取り組みをして初めて成り立つわけでございますので、そういった共通認識を成立させて、それに基づいて協調した政策展開が図っていけると非常に有意義なことではないだろうかと考えているところでございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。そういった都市再生ビジョンの今後の検討のスケジュールでございます。

第1回目の本日、都市再生ビジョンの検討の進め方についてということで今お諮りしているところでございますが、御了承いただいた後に、また後で御説明しますけれども、各委員の方々から御意見をちょうだいいたしたいと思っております。

そして、5月中・下旬に、いただいた御意見等を踏まえまして、都市を取り巻く情勢なり今後の都市像なり想定される課題等についてフリーディスカッションをさせていただきたいと思っております。なお、3ページの文章はミスプリで、「都市像とし、」と書いてありますが、「し、」が余分になっておりますので、消していただければと思います。

と同時に、提出いただいた御意見なりフリーディスカッションの結果を踏まえまして、テーマ別に検討会を開催させていただければと思っているところでございます。これにつきましては、数回に分けてテーマ設定をしての検討会とさせていただき、正式な部会というよりは、どちらかといいますと自由参加の形でお集まりいただいて、そこで御議論いただき、ある程度煮詰まった段階で部会にフィードバックさせていただくという形でやってみたらどうだろうかと思っているところでございます。

夏ごろに、今申しましたようなテーマ別の検討会の成果を踏まえまして、とりあえずの意見の整理をさせていただき、また当面優先的に取り組むべき分野の選定についてとりまとめをさせていただければと思っております。最終的なゴールは、年末ごろに「都市再生ビジョン」の提言という形でいただければ幸いですと考えているところでございます。

次に、4ページをお開き願います。先ほども少し触れましたが、御意見・御見解の提出のお願いでございます。先ほど都市再生ビジョンの検討に当たりましてはテーマ別の検討会を設けると申しましたが、検討会を設けて議論すべきだと考えられるテーマはいかなるものか。また、その検討において今後留意すべき現状分析や課題は何か。さらには、特に対応が必要と考えられる施策の内容や方向性について、非常に恐縮ですが、1カ月後ぐらい、5月15日をめどに御提案いただければ幸いですと考えているところでございます。

今申し上げましたような御意見・御見解の提出に当たりまして、現在都市再生ビジョンを策定するに当たり、都市を取り巻く状況がどんなことになっているのだろうかということ事務局なりにとりまとめたものが資料8-2と8-3という形になっております。

資料8-2は現在の都市の現状と将来の見通しをとりまとめさせていただいておりまして、横軸に都市規模別に三大都市圏、政令指定都市圏、地方都市圏、非都市圏という形で区域を分け、区分の縦の欄については人口の動向、都市の発展の状況、さらには経済の状況はどんな形で展開しているのか、さらには情報化がどういう影響を与えるか、国際化、経済社会の変化のスピードがどうなるか、価値観の変化がどうなるか、環境問題についてどういったことが考えられるか、安全・安心といったことについてどういう要請が出てくるのか、さらには具体的な政策展開をするときに市民参加のあり方としてはどういったものがあるのだろうか等、1番から11番までの11項目にわたりまして、今後の都市政策を考

えるときに関係するであろうと考えられるものについて一応のとりまとめをさせていただいているところでございます。これも現段階で事務局がわかる範囲内でとりまとめさせていただいたものでございますので、これについて先ほど申しました御意見なり御見解の提出の中でいろいろいただき、この状況認識と一緒にさせていただいた上で、今後対応すべき課題、施策の展開方向といった形で議論を進めさせていただければと考えているところでございます。

それから、資料8-3につきましては、8-2についてこんな形でまとめましたといったもののバックデータ集とお考えいただければと思います。番号ごとに、例えば人口動態であれば「人口」のところにその関連の資料が入っているという関係になっているとお考えいただければと思います。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

以上の説明内容につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

I臨時委員 都市再生ビジョンの策定はきっととても期待される場所だと思うのですが、基本的なことを質問させていただきます。

資料の8ページに「都市再生施策の重点分野」ということでアからオまであります。前々からとても気になっていたんですけども、都市再生を語る時に、自然との共生とか、そういうところが一つ後ろに引いているように見えるわけです。私の誤解かもしれませんが、今日も重要な議論が出てきて、先ほどもGさんから領域という枠組みで物をちゃんと考えるのはどうかというお話があったかと思えますけれども、都市再生に関しては、例えば自然共生型の都市再生という言葉が具体的な研究計画を推進される場所でありまして、このビジョンの見直しのときに、ぜひ二つお願いをしたい。

一つは、自然との共生は大都市圏を考えると大変重要なことでありますので、改めて重点として一つ挙がるのが一番いいと思えますけれども、そういう場合でもないのかもしれないので、問題だということがしっかり書き込まれるような対応をぜひぜひとっていただきたい。特に、下水とか河川とか、農業とか、それから環境全体を統合するときに、都市がその枠組みを受けるという視点を欠いていますと、後でつじつまが合わなくなるだろうと思っています。

特別に気になるもう一つの点は、国土交通省の中で例えば河川が持っている計画がある。都市再生をにらんだときに持っている計画とここでの議論をどう調整するかとか、それから環境省の計画、農水省の計画とどう調整するか。そこらは自ら見えませんので、国土交通省全体において見やすい資料をぜひ……。それぞれのところでいろいろな都市再生のビジョンを立てていると思えますけれども、ぜひそういうものが総合的に見える形でビジョン策定に入っていただきたいと思えます。

部会長 ほかにございますか。

J臨時委員 今のお話と関連しますが、都市再生ビジョンの意見、テーマその他を提出すると書いてありますので、提出する際に、7ページから閣議決定の「都市再生基本方針」が出ていますが、今の御発言のように、閣議決定された「都市再生基本方針」、これはそれなりに一つの体系をなしているんですが、必ずしもその範囲にとらわれないで都市再生ビジョンを議論する必要があるのではないかという面が出てくると思うのです。その辺は、

今回議論すべきと考えられるテーマ、その他課題ということで出していきたいと思いますが、それは範囲から外れているぞということであるといかんの、あらかじめそのあたりを伺っておきたいと思います。

事務局 ただいまの御指摘でございますけれども、最初からこの分野は対象外だということよりも、幅広く議論の俎上に上せるといいますが、最終的にとりまとめるときにどう料理するかということは別にしまして、検討対象としては幅広に取り上げさせていただければと思います。ただ、具体のとりまとめの段になったときには少し工夫が要るのかなとも思っております。

J臨時委員 その辺は少し自由に出させていただきます。

部会長 ほかにございますか。

K専門委員 今、資料8 - 2あたりをいろいろ拝見しているのですが、これを考えていく上では、日本列島が縦長であることから、極めて気象特性の違うエリアがあると考えられます。例えば私どもの北の方ですと、今年の冬は一冬で8mの雪が降った、そういう地域です。日本列島の約60%は雪国、雪寒地域と言われていますが、そういう地域特性をも考慮に入れる必要があるのではないかと、私どもは白い国と緑の国という二つの国に住んでいるつもりでおりますので、そういうことにも配慮して欲しいなという印象を受けました。これからの問題として、問題提起をいたします。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

C委員 資料8 - 1を拝見しますと、我々は何をすべきなのか、わからないというのが正直なところでは。

根本の話をしみますと、国の審議会というものは国が必要だから議論するわけであって、これを見ると、非常にシビアな言い方をしますが、委員参加で都市再生ビジョンの白書をつくる作業に一部我々のアイデアを欲しいと言っているように思います。つまり、国の審議会は、基本的に法律・制度の改正が必要であって、それに対応する政策はどうかを議論するのが国の審議会の基本的な役目であろうと思います。

それから、地方分権になりましたので自治体の状況に関する直接の指導関係はありませんが、一方では法律・制度を自治体が運用している中で、技術的助言なり、何らかの規範を示す、そういう必要があるのだったら、それはまた行政自らつくるときに審議会の意見を聞くなり、そういうことが基本的な役目ではないかと思えます。ですから、基本的には国の政策にかかわる部分について各界の意見を聞いて、それをまとめていくということだろうと思いますが、これはさっぱりわかりません。意義の「共有基盤となること」という共有基盤が何であるか、さっぱりわかりません。それが一つです。ですから、「共有基盤」とは何を指しているのか。財務省の印刷局で白書を出すことなのか、何かホームページをつくることなのか、文書なのか。

もう一点は、そもそも「国、地方、民間事業者、住民など多様な」云々というもの何らかの共有のものが求められている社会的要請があるのかどうか。私は、ないと思います。民間事業者について言えば、質のよい開発について邪魔しないでやらせてくれというのが一つの民間の立場です。それから、自分たちだけでは到底できないので何とか行政に支援してほしいと。民間の場合、多分この二つだと思います。地方について言えば、恐らく法律・制度についてはほとんど分権化されましたので、むしろ悩んでいますのは、地元の実

態で行政職員を含めてノウハウがまだ蓄積されていないという悩みですが、これは実際にやる中で解決することだろうと思います。それから、一方では財源の問題がありますが、これは地方財政一般の問題だと思うのです。

ですから、そういうことで考えますと、意義については何を意図しているかが私は全くわかりません。したがって、意見を出せと言われても、何を出したらいいかがよくわからないということですので、事務局に伺いたいことをおわりの委員があれば、ぜひ意見を伺いたいということでもあります。

かなりきつい言い方をしますが、国の審議会というものは国の政策文書でありまして、歴史に長く残るものです。そういう意味で、我々は真剣に発言しているつもりですし、真剣に対応してほしいということでありまして、はっきり言って、これは何を狙っているか、よくわかりません。

部会長 Cさん、近ごろは審議会も前広な議論をするようになって、よくなったと思っ  
ているのですが、以前は、原案が事務方のふところであって、それについて意見を聞くだけ  
というのが多かったんです。20年ぐらい前から変わりましたけれども、だんだん定着  
してきているなと思っているのです。

ですから、国が政策として必要だということをどう考えるかということは、広く皆さんの  
意見を聞く、あるいは住民に直接聞く必要もあると思いますが、そういう中で政策体系  
を組み立てていくスタンスは、私は今のスタンスがいいだろうと思っているんです。そう  
いう点ではまだまだ至らぬ点はあると思いますが、Cさんあたりからいろいろ御意見  
をいただいて、どういう方向でまとめるべきかという御意見をいただければ、みんなも  
それなりに熱心に取り組んでいるようですから、いいんじゃないでしょうか。

事務局 確かに国の具体の政策について幅広い土俵で御意見をいただいて、正しい政策  
を打ち出すというのは審議会の大変大きな機能だと思います。

今までのいろいろ御議論いただきながら、なぜ新たにこういう形で事務局として御提案申  
し上げているかと申しますと、先ほど市街地の縮退というお話がありました。都市交通・  
市街地小委員会で御議論いただきまして、非常に重要なきっかけをつくっていただいたと  
思いますけれども、実は、それが、どこに、どれだけのフレームで、どれだけのマグニチ  
ュードで、どの都市にどういうインパクトがあるか、それが日本じゅうの各都市にどうい  
う影響を与えるかということまでは十分議論ができていないのではないかと。

そこで、資料8-3の冒頭を見ていただきますと、日本はこういう都市圏の分析はあまり  
やっていないわけですが、国調のデータを使いまして、88の都市圏、中心都市  
とその周辺の農村部を含めた都市圏設定という仕事をいろいろやっております。非都市圏  
というのは都市圏外のところですが、都市計画区域の中にもある。そういうことで  
幾つかのデータを分析しておりますけれども、都市圏別に、どういう住まい方になるのか、  
どういうフレームワークになるのか、そういうことをきちっと御議論いただいて、各地方  
公共団体のいろいろな都市政策の運営に参考にしていただくことも非常に重要な国の機能  
だと思います。

それから、C先生がおっしゃった重要な点は、地方分権の時代に国の都市政策はないの  
か、国としての都市戦略はないのかという点に直接結びつくわけですが、基本は地方分権  
だと思います。しかしながら、都市再生特別措置法を見ても国としての都



市に関するかわり方はあるわけです。本審議会で大変御熱心にさまざまな御議論をいただいたわけですが、これですべてか。今までの中間報告と小委員会報告をあわせて、これが 21 世紀の都市再生のビジョンなのかと言われると、まだまだ幾つかの大きな論点、国として取り組むべき政策も残っていると思います。例えば福祉の問題、高齢化の問題、さまざまなものが残っているのではないかと思います。

したがって、もちろん最終的には国として何をやるか、地方分権のコンテキストの中で何をやるかということが大事になるわけですが、その前提となるフレームワーク、いろいろなテーマ、こういう点がまだ足りないのではないかと……。もし先生方が全部これで論点は尽くされているという御意見ならば、これでおしまいということ結構かと思いますが、次世代の住民参加型の問題も残っております。これも非常に貴重な御意見がございまして、市民参加でまちづくりとか、市民がイニシアティブをとったまちづくりは、日本の都市じゅうでやるのか、それともどこでそういうことが可能なのか。そういうことについても、先ほど緑の国と白の国というお話がありましたけれども、いろいろな地域の特性も考えながら政策を考えていく必要があると思います。

したがって、御意見を何についていただきたいかと申しますと、この横長の 8 - 2 のように、我々として、こういうところがこういうふうになるのではないかと、こういうところはこういうふうになるのではないかとということで、一応のディスクリプション、描写を試みましたので、これはおかしいのではないかと、もっとここを勉強したらいいのではないかとというような御意見をいただきたいというのが第一点。それから、先ほど環境のお話もございました。この中でも環境を書いているつもりですが、こういう観点から取り組むべきだというような御提言、そういうことをぜひお願いしたいと思うわけです。

以上です。

部会長 いかがでしょうか。

Cさん、いろいろ御意見もあると思いますが、ひとつ……。

C委員 もう少し皆さんの意見が出てから申し上げます。

I臨時委員 先ほど自然とか環境のことを申し上げました。確かに書いてあることは承知しているのですが、緑の国と白い国というとてもよいことを言ってくださったので、例えば都市の縮退の問題にしても、極端なことを言いますが、山には山の暮らし、平らな土地には平らな暮らし、丘陵地には丘陵地の暮らし、そういうことがあると思うんです。ところが、我が国は長い間、そういうものを無視して、山だろうが丘陵地だろうが平らだろうが、どこでも同じ暮らしをするということで都市をつくってきた。それがそろそろ限界に来て、できないところはできないよと。どんなに無理をしても、でこぼこの場所に平らな場所と同じ都市をつくるのは無理ということが見えてきている。私のよく知っている縮退の現場などはそういうところにあるわけです。まだなじまないと思うんですが、乱暴に言ってしまうと、地べたのでこぼこ、ランドスケープに沿ったような都市の計画に切りかえていくことが決定的に必要なと私は思っています。そういう議論はなかなか出てこない。そういうものを受けているのは、洪水を流域で抑えなければいけない河川の計画とか、場合によっては農業とか、そういうところにあるに決まっているわけだから、そういうものとうまくつじつまの合う都市のビジョンづくりにそろそろ行く時期

ではないかと思っています。

東京都も、全部平らだと錯覚する人がいるわけですが、関東山地はものすごい丘陵地ですし、多摩地域も南多摩は標高 100 mをはるかに超すような丘陵地でありますので、武蔵野や府中や東京 23 区で想像するのは東京自身の暮らしは全く違うんです。そういうものも都市ビジョンの中に一般論としてちゃんと入ってこなければいけない。そういう切りかえをするためには、例えば自然というものは生き物がいっぱいいる場所というふうに矮小でとらえられてしまうのですけれども、僕はランドスケープのことを言いたいので、丘陵とか山岳とか台地、そういうものが都市再生の中心の軸になるということがどこかに太い形で出てきてほしいと思っております。

G 臨時委員 今のお話のようないろいろな価値が出てくるのが審議会の現代的な意義ですね。事務局は、従来の価値観の延長から、なかなか難しいですね。そこを新しいこういう価値観がありますよといったことを言うのが委員の仕事でもあるから、C 先生のおっしゃることもわかるんですが、ここの資料の意味はむしろそういう新しい価値なり視点をどしどしお寄せくださいというふうに理解しておけば、僕は素直にわかる気がします。

部会長 ありがとうございます。

ほかに。

L 臨時委員 この資料は国土交通省の事務局でおつくりになったんですか。

事務局 私どもがどういう形の資料が必要かということプランニングして、一部はシンクタンクも使っておりますけれども、資料の作成は私どもです。

L 臨時委員 すごいデータですね。これを欲しいという人がいますよ。売れるんじゃないですか。(笑声) こういうものはあまり見たことがないので……。ありがとうございます。5 月以降、出てこられるかどうかわかりませんが(笑声) 出てこられたら、この資料をよく読んで……。

ありがとうございます。おもしろそうだ。

部会長 それでは、本日の審議会はそろそろ締めくくりたいと思いますが、この問題につきましては、当部会で引き続き検討してまいりたいと存じます。

#### (4) その他

部会長 事務局から何か報告があるようでございますので、どうぞ。

事務局 事務局からの報告事項ですが、この分厚いものは何かと言えば、一つは成立しましたけれども、今度の国会に出している法律とその説明資料でございます。四つありますので、手短かに御説明をさせていただきたいと思えます。

最初に社会資本整備重点計画法とその関連法律でございます。公共事業については、さまざまな批判があるわけでございますけれども、その批判にお応えするということも含めまして、なるべくトータルの計画をつくらうということで、1 ページの左側に「9 本の事業分野別計画」とございまして、道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸とございます。今回、この 9 本の法律を一本の法律にするという法案を出しまして、成立いたしました。

内容は、従来の事業費を中心としたような五箇年計画ではなくて、計画事項のところを

ご覧いただくとわかりますように、重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要ということで、アウトカム（成果）目標に重点を置きまして、総事業費は書かない。それから、事業を効果的かつ効率的に実施するための措置、こういう基本的な事項をこの法律で決めました。

この法律が成立いたしましたので、今後は具体的な計画づくりに入るということで、公共団体の御意見もいただきながら、計画案を作成して閣議決定をすると、このようになっております。

2ページ目をごらんいただきますと、この社会資本整備重点計画法をつくったことに伴って、関連法律を整理しております。一つは、都市公園、下水道、港湾の緊急措置法という名前の法律がございましたが、それは廃止する。それから、治山治水緊急措置法については、治水事業の部分について廃止しました。道路整備緊急措置法というものがありますが、これもこの名前はやめるといいますか、この中で定めていた道路整備五箇年計画は廃止する。ただ、財源の問題がありますので、この法律は道路整備費の財源等の特例に関する法律、このように改められたわけでございます。これが一つ目で、これは成立をしております。

次に、資料 11、「独立行政法人都市再生機構法案について」でございます。現在、都市基盤整備公団がございしますが、これを廃止して、地域振興整備公団の地方都市開発部門と統合して、「都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する」新たな独立行政法人を設置する。これはこれから審議をいただくということでございます。

具体的には、2に「業務の徹底的な見直し」とございしますが、(1)で業務のエリアを既成市街地に限定する。今までのように郊外部をどんどん開発していくことはやめる。したがって、(2)で政策的に実施の必要性が低下した業務からの撤退で、新規のニュータウンはやらない。新規の特定公園施設（有料施設）はやらない。それから、既にやめると言っていた分譲住宅業務、鉄道業務についても改めて撤退。こういうことで、今後は、新規の賃貸住宅の建設からも原則撤退して、やる場合には民間と一緒にやるとか共同事業でやるということでございます。

2ページ目に「新法人の主な業務」とございしますが、キャッチフレーズとしては、自ら全部を行う「フルセット型」から、民間投資を誘発する「バックアップ型」へ転換する。例えば、民間再開発の条件整備ということで、大規模な工場跡地の土地利用転換とか、密集市街地の整備、民間だけではできないという部分の下ごしらえ、関係権利者の調整や関係行政機関との調整等々、そういう仕事に特化していく。

それから、民間による賃貸住宅等の建築物の整備及び管理を誘導していくということで、日本ではファミリー向け賃貸住宅はなかなか経営ベースに乗りにくいことから、この新法人が敷地を整備・賃貸することにより、ファミリー向け賃貸住宅の建設が進むような手だてを講じていく、等々の改革を行おうというのが二つ目でございます。

次に、資料 12、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部改正」ということで、これが一番厚い法律です。ちょっと力が要るのですが、クリップを外していただきまして、(参考 1)という横長の資料がわかりやすく御説明できるので、これをごらんいただきたいと思っております。

これを見ていただきますと、東京、大阪、それぞれ密集市街地が 6,000ha あると書いて

ありまして、特に大火の危険性の高いところは、東京の中でもさらにその 2,000ha。これは既に特定をされていて、ここを何とかしなければいけない。高度成長期にスプロールで広がった密集市街地があるわけです。

2 ページをごらんいただきますと、小さい敷地に老朽の木造建築物が密集していて、道も狭いということで、建てかえようと思うと自分の家がなくなってしまうぐらいですから、自力での個別建てかえが進みにくく、集団的に地域として改善していかない限り、この危険性が解消されない。こういう状況でございます。

次に、3 ページは消防庁の資料ですけれども、阪神・淡路大震災のときの経験です。延焼阻止要因と書いてございますが、消防庁自らが言っておられるのは、消防活動で火をとめたのは 13 %ということです。下に写真が出ておりますけれども、道路・鉄道で 40 %が焼けどまり、公園・空地で 23 %、それから耐火建築物でとまったのが 24 %ということで、こういう燃えにくい施設でとまる。下に絵がありますのは大国公園ですけれども、ちょうどこの公園のところで焼けどまって、人々がここに避難をしてきたということです。

そこで、4 ページ、法律は何をやろうとしているかということでございますが、左のようなごちゃごちゃした密集市街地を戦略的にどう改善していくかということが大事でございます。一つは、都市計画道路をきちっと整備して、防災環境軸を形成する。道路と公園を避難地・避難路として人々が安全に避難できるようにするというので、周りを耐火建築物で囲って、道路の整備とあわせて安全に逃げられるようにする。それから、焼けどまりの核をつくっていこうということで、密集市街地のあんこの中にこういう面的な整備改善を行う。従来の再開発、土地区画整理をミックスしたような新しい整備手法をつくりまして、こういうことを進めていこうというのが密集市街地の法律でございます。

最後に、特定都市河川浸水被害対策法案でございます。御案内のとおり、昔の伊勢湾台風のような大きな人身被害が起きる水害はなくなってきたわけですが、都市部における都市水害はむしろひどくなってきている状況があります。そこで、今回の法律では、基本的に都市の河川と下水道がタイアップをして都市水害対策を進めていこうということで、著しい浸水被害が発生するおそれがあるようなところ、それから川を広げたりダムで水害防止することが難しい河川については特定都市河川といたしまして、その流域を指定する。そこで河川の仕事と下水道の仕事をタイアップして水害対策を進めていこうということです。

こういう地域につきましては、2 の流域水害対策計画を策定します。2 ページ目に「流域水害対策計画に基づく措置」とございますけれども、例えば雨水貯留浸透施設をつくる。川から離れたところはなかなか河川管理施設という位置づけができなかったわけですが、そういう流域における雨水貯留浸透施設を河川管理施設と位置づける。

それから、(2) では、公共団体の連携を強めていこうということで、A 町と B 市が同じ川を挟んであるときに、雨水貯留浸透施設をそれぞれが作るのではなくて、A の町につくりやすいところがあったら、そこにつくり、しかしながら、それは B も費用負担を行う、こういう仕組みを入れるということでございます。

次のページの 4 は規制関係ですが、例えば「雨水浸透阻害行為の許可等」とございます。従来、こういうがけ地の住宅地は、まだそれほど開発されていないので、地下に浸透して川への負担が少なかった。ところが、これが一挙に宅造化してグッと水が出てくるような

ときには、山林における宅地造成について許可制にかからしめる。それから、宅地開発行為に伴ってつくられていた保全（防災）調整池が知らないうちにつぶされてしまうようなこともあったわけでございますので、これは届出の義務づけをする。このように流域として治水安全度を高めていくという仕掛けでございます。

最後に、情報の公表が非常に大事でございますので、「都市洪水想定区域、都市浸水区域の指定等」ということございまして、今回の都市水害法案に基づく指定では、堤防が切れて川があふれるような外水氾濫区域を都市洪水想定区域として指定する。それから、川にポンプで水を出そうと思っても、もう出せない、そのために内水が浸水するような区域もあるわけでございますので、そこは都市浸水想定区域という形で、ここは大雨が降ると非常に危険ですという情報を公表していく。そういう内容でございます。

以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になります。前回の都市計画部会で設置を御承認いただきました次世代参加型まちづくり方策小委員会に属する委員、臨時委員、専門委員を選任いたしましたので、御報告いたします。

お手元の資料9でございます。委員の皆様におかれましては御苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしく願いいたします。

### 3. 挨拶

部会長 以上で本日の議事を終了いたしますが、最後に澤井都市・地域整備局長から委員の皆様におかれましては御挨拶があるようでございますので、お願いいたします。

澤井局長 本日は大変長時間にわたり熱心な御議論を賜りまして、ありがとうございました。また、三つの小委員会の委員長をはじめ委員の皆様方におかれましても、非常に短時間の中、精力的な御議論をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

今日の御議論の最後の方に、審議会審議のあり方に及ぶ御議論もちょうだいいたしました。先ほど部会長が仰せのように、かつては答えとおぼしきものをあらかじめふところを用意して、できるだけ御賛同いただくように一生懸命説明した。私も若いころ、そういう記憶がございますが、そういった審議会のあり方は、はっきり言って、相当変わってきております。

ただ、その反動として役人側がノーアイデアで全部先生方に議論をお願いするのはいかんと私は思っておりまして、局の中でも、審議会に御議論をお願いするときのスタンスとして、私どもは私どもできちんとした問題意識を持って、これを審議会に積極的にぶつける。ただ、それだけでやっていきますと、ひとりよがりになることが間違いなくございますので、一方ではそういうことも気をつけなければいけない。そこで今回、改めて中長期的な御議論をいただく上で、幅広く先生方の御意見をいただき、私どもは私どもが持っている問題意識をどんどんぶつけさせていただくつもりでございます。その辺の御説明がやや不十分で先生の御不評を買ったのかと勝手に思っておりますが、そんなことでぜひこれから御指導を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

部会長 それでは、以上をもちまして、会議を終了させていただきます。予定の時間を若干オーバーいたしまして、まことに申しわけございませんでしたが、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会